

第6号議案

豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

重度心身障害者医療費の申請方法を変更することに伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に定める保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他医療保険各法に基づき被保険者に対し保険給付の対象となる医療等を提供するものとして認められた医療機関等をいう。

第 4 条及び第 5 条中「医療機関等」を「保険医療機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。